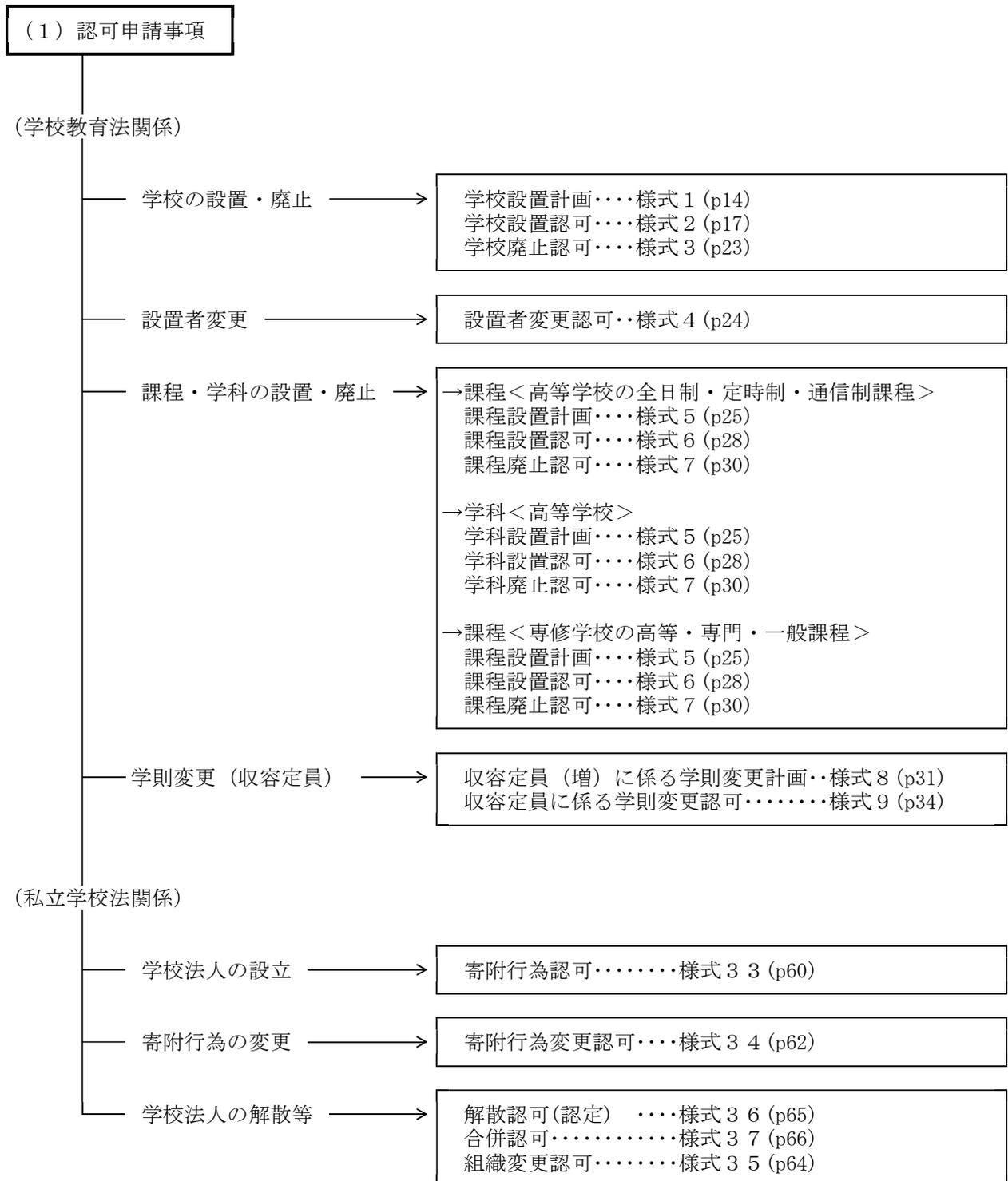


I 申請等の事務一覧

1 主な認可申請・届出事項等の体系

この体系は、学校教育法及び私立学校法等の規定により必要となる比較的頻度の高い主な申請事項、届出事項を記述したものです。



(2) 届出事項

(学校教育法関係)

校長の採用	→	校長採用届……………様式 1 1 (p36)
校地・校舎等の変更	→	校地変更届……………様式 2 1 (p45) 校舎等変更届……………様式 2 2 (p46)
目的等の変更	→	目的変更届……………様式 1 2 (p37) 名称変更届……………様式 1 3 (p38) 位置変更届……………様式 1 4 (p39) 学則変更届……………様式 1 5 (p40)
高等学校の専攻科・別科、 分校の設置・廃止	→	専攻科・別科設置届…様式 1 7 (p42) 専攻科・別科廃止届…様式 1 8 (p42) 分校設置届……………様式 1 9 (p43) 分校廃止届……………様式 2 0 (p44)
経費の見積り及び維持方 法の変更	→	経費の見積り及び維持方法の変更届…様式 1 6 (p41)

(私立学校法関係)

寄附行為の変更	→	寄附行為変更届(校名、事務所所在地、公告方法の変更) ……………様式 3 8 (p68)
役員の変更	→	理事・監事・評議員変更届……………様式 4 3 (p73)
理事長変更	→	理事長変更届……………様式 3 9 (p69)
(登記後の届出)	→	設立登記完了届……………様式 4 0 (p70) 変更登記完了届……………様式 4 1 (p71) 資産総額変更届……………様式 4 2 (p72)

(3) その他

事故等発生・管理運営状況報告	→	事故等報告……………様式 2 7 (p50) 管理運営状況報告……………様式 5 3 (p82)
被害発生	→	被害報告……………様式 2 8 (p51) (即報(p52))
旅客運賃割引	→	学校学生生徒旅客運賃割引証の交付願…様式 2 9 (p53)
証明	→	登録免許税証明願……………様式 3 1 (p55) 特定公益増進法人証明願…様式 4 9 (p78)
学校を休止する場合	→	休校(園)届……………参考様式 (p57)
生徒の募集を停止する場合	→	募集停止届……………参考様式 (p58)

2 申請・届出事項及び期限一覧表

(1) 学校関係

区分	No.	事由	申請者等	学校種毎の期限						様式 No.	頁
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専修学校	各種学校		
認可申請	1	学校の設置計画書の提出 (下段は、建物建築を要しない場合の期限)	設置者	開設前々年度の1月31日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 1	14
				開設前年度の5月31日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
	2	学校設置の認可(1を提出しているもの。)	〃	開設前年度の9月30日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 2	17
	3	学校廃止の認可	〃	廃止しようとする日の60日前	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 3	23
	4	設置者変更の認可	新・旧設置者	随 時	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 4	24
	5	全日制課程、定時制課程、通信制課程設置計画書の提出 (下段は、建物建築を要しない場合の期限)	設置者	開設前々年度の1月31日			開設前々年度の1月31日			様式 5	25
開設前年度の5月31日						開設前年度の5月31日					
	6	全日制課程、定時制課程、通信制課程設置の認可(5を提出しているもの。)	〃	開設前年度の9月30日			開設前年度の9月30日			様式 6	28
	7	全日制課程、定時制課程、通信制課程廃止の認可	〃	廃止しようとする日の60日前			廃止しようとする日の60日前			様式 7	30
	8	学科設置計画書の提出 (下段は、建物建築を要しない場合の期限)	〃	開設前々年度の1月31日			開設前々年度の1月31日			様式 5	25
開設前年度の5月31日						開設前年度の5月31日					
	9	学科設置の認可(8を前提とする。)	〃	開設前年度の9月30日			開設前年度の9月30日			様式 6	28
	10	学科廃止の認可	〃	廃止しようとする日の60日前			廃止しようとする日の60日前			様式 7	30
	11	収容定員(増)に係る学則変更の計画書提出 (下段は、建物建築を要しない場合の期限)	〃	開設前々年度の1月31日	同 左	同 左	同 左		開設前々年度の1月31日	様式 8	31
開設前年度の5月31日				同 左	同 左	同 左		開設前年度の5月31日			

区分	No.	事由	申請者等	学校種毎の期限						様式 No.	頁	
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専修学校	各種学校			
	12	収容定員に係る学則変更の認可 (収容定員(増)の場合は11を提出しているもの)	〃	開設前年度の9月30日	同左	同左	同左			開設前年度の9月30日	様式9	34
	13	広域の通信制の課程に係る学則変更計画書の提出 (下段は、建物建築を要しない場合の期限)	〃				開設前々年度の1月31日				様式8	31
	14	広域の通信制の課程に係る学則変更認可(13を提出しているもの。)	〃				開設前年度の9月30日				様式9	34
	15	高等課程、専門課程、一般課程設置に係る計画書の提出 (下段は、建物建築を要しない場合の期限)	〃				開設前々年度の1月31日			開設前年度の5月31日	様式5	25
	16	高等課程、専門課程、一般課程設置の認可	〃				開設前年度の9月30日				様式6	28
	17	高等課程、専門課程、一般課程廃止の認可	〃				廃止しようとする日の60日前				様式7	30
	18	目的の変更の認可	〃				開設前年度の9月30日				様式10	35
届出	19	校長の採用の届出	〃	校長採用後、速やかに	同左	同左	同左	同左	同左	同左	様式11	36
	20	目的の変更の届出	〃	変更しようとする日の前までに	同左	同左	同左			変更しようとする日の前	様式12	37
	21	名称の変更の届出	〃	変更しようとする日の前までに	同左	同左	同左	同左	同左	同左	様式13	38
	22	位置の変更の届出	〃	変更しようとする日の前までに	同左	同左	同左	同左	同左	同左	様式14	39
	23	学則の変更の届出(12、14、31及び32に係る学則変更以外のもの。)	〃	変更しようとする日の前までに	同左	同左	同左	同左	同左	同左	様式15	40
	24	経費の見積り及び維持方法の変更の届出	〃	変更しようとする日の前までに	同左	同左	同左				様式16	41

区分	No.	事由	申請者等	学校種毎の期限						様式 No.	頁	
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専修学校	各種学校			
届出	25	専攻科、別科の設置の届出	〃				設置しよる うとする 日の前ま でに			様式 17	42	
	26	専攻科、別科の廃止の届出	〃				廃止しよる うとする 日の前ま でに			様式 18	42	
	27	分校の設置の届出	〃	設置しよる うとする 日の前ま でに	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 19	43
	28	分校の廃止の届出	〃	廃止しよる うとする 日の前ま でに	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 20	44
	29	校地の変更の届出（校地の権利の取得・処分、用途の変更、現状の重要な変更の場合）	〃	変更しよる うとする 日の前ま でに	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 21	45
	30	校舎等の変更の届出（校舎等の権利の取得・処分、用途の変更、改築等による現状の重要な変更の場合）	〃	変更しよる うとする 日の前ま でに	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 22	46
	31	学科の設置に係る学則変更の届出	〃					設置しよる うとする 日の前ま でに			様式 23	47
	32	学科の廃止に係る学則変更の届出	〃					廃止しよる うとする 日の前ま でに			様式 24	47
その他	33	指導要録の引継（学校廃止後の書類の保存）	〃	学校を廃 止するとき	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 25	48
	34	授業停止の報告	〃	授業を停 止するとき	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 26	49
	35	事故等報告	校長又は設置者	事故が發 生してか ら速やか に	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 27	50
	36	被害報告	校長又は設置者	被害が發 生してか ら直ちに	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 28	51 52
	37	学校学生生徒旅客運賃割引証の交付願	設置者	随時	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 29	53
	38	全課程修了者の通知	校 長		毎年度終 了後	同 左					様式 30	54
	39	証明願（登録免許税）	設置者	随時	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 31	55
	40	証明願（学則）	〃	随時	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	様式 32	56
	41	休校（園）届・募集停止届	〃	随時	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	参考 様式	57 58

(2) 学校法人関係

区分	No.	事由	申請者等	期限		様式 No.	頁
				学校法人	準学校法人		
認可申請	42	学校法人寄附行為の認可	設立代表者	開設前年度の 9月30日	同 左	様式 33	60
	43	寄附行為の変更 認可	設置者	開設前年度の 9月30日	同 左	様式 34	62
	44	学校法人の組織変更の認可	〃	随時	同 左	様式 35	64
	46	学校法人の解散の認可(認定)	〃	解散しようとする 日の30日前	同 左	様式 36	65
	47	学校法人の合併の認可	〃	合併しようとする 日の30日前	同 左	様式 37	66
	届出	48	寄附行為の変更の届出(校名、課程名、 学科名、事務所所在地、公告方法の変更 に限る。)	〃	寄附行為の変更 後	同 左	様式 38
49		理事長の変更	〃	変更後	同 左	様式 39	69
50		設立登記の完了	〃	登記後	同 左	様式 40	70
51		変更登記の完了	〃	登記後	同 左	様式 41	71
52		資産総額の変更	〃	登記後	同 左	様式 42	72
53		理事・監事・評議員の変更	〃	理事等変更後	同 左	様式 43	73
54		学校法人の解散(学校法人解散の認可(認定)、 寄附行為に定めた解散事由の発生又は 破産による解散)	清算人	解散後	同 左	様式 44	74
55		清算人の就職	〃	清算人の就職後	同 左	様式 45	75
56		清算の結了	〃	清算結了後	同 左	様式 46	75
その他		57	寄附行為の補充	利害関係人	随時	同 左	様式 47
	58	法人の不正発見の報告	監事	随時	同 左	様式 48	77
	59	証明願(特定公益増進法人)	設置者	随時	同 左	様式 49	78
	60	証明願(相続税)	〃	随時	同 左	様式 50	79
	61	証明願(税額控除対象法人)	〃	随時	同 左	様式 51	80
	62	証明願(税額控除対象法人【特例要件】)	〃	随時	同 左	様式 52	81
	63	管理運営状況報告	〃	随時	同 左	様式 53	82

3 根拠法令一覧表

凡例 { 学……学校教育法
学令……学校教育法施行令
学則……学校教育法施行規則
私……私立学校法
私令……私立学校法施行令
私則……私立学校法施行規則 }

(1) 学校教育法等

事由	申請・届出・報告者	学校種別毎の根拠法令						
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専修学校	各種学校	
認可	学校の設置	設置者	学4① 学則3	同 左	同 左	同 左	学130① 学則187	学134② 学則190
	学校の廃止	〃	学4① 学則15	同 左	同 左	同 左	学130① 学則188	学134② 学則190
	全日制課程、定時制課程、 通信制課程の設置	〃				学4① 学則11		
	全日制課程、定時制課程、 通信制課程の廃止	〃				学4① 学則15		
	設置者の変更	新・旧 設置者	学4① 学則14	同 左	同 左	同 左	学130① 学則189	学134② 学則190
	学科の設置	設置者				学令23 学則11		
	学科の廃止	〃				学令23 学則15		
	広域の通信制の課程に係 る学則の変更 (※1)	〃				学令23 学則11		
	収容定員に係る学則の変 更 (※2)	〃	学令23 学則5③	同 左	同 左	同 左		学令23 学則190
	高等課程、専門課程、一 般課程の設置	〃					学130① 学則187	
	高等課程、専門課程、一 般課程の廃止	〃					学130① 学則188	
目的の変更	〃					学130① 学則189		
届出	校長の採用	〃	学10 学則27	同 左	同 左	同 左	学133① 学則189	学134② 学則190
	目的の変更	〃	学令27の20 学則5	同 左	同 左	同 左		学令27の3 学則190
	名称の変更	〃	学令27の20 学則5	同 左	同 左	同 左	学131 学則189	学令27の3 学則190
	位置の変更	〃	学令27の20 学則5	同 左	同 左	同 左	学131 学則189	学令27の3 学則190
	学則の変更 (※1、※2、 ※3及び※4に該当しな いもの)	〃	学令27の20 学則5	同 左	同 左	同 左	学131 学則189	学令27の3 学則190

事由	申請・届出・報告者	学校種別毎の根拠法令						
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専修学校	各種学校	
届出	経費の見積り及び維持方法の変更	〃	学令27の20 学則5	同 左	同 左	同 左		
	専攻科、別科の設置	〃				学令27の2 ① 学則11		
	専攻科、別科の廃止	〃				学令27の2 ① 学則15		
	分校の設置	〃	学令27の20 学則7	同 左	同 左	同 左	学令24の3 学則189	学令27の3 学則190
	分校の廃止	〃	学令27の20 学則15	同 左	同 左	同 左	学令24の3 学則188	学令27の3 学則190
	校地の権利の取得・処分、用途の変更、現状の重要な変更	〃	学令27の20 学則6	同 左	同 左	同 左	学令24の3 学則189	学令27の3 学則190
	校舎等の権利の取得・処分、用途の変更、改築等による現状の重要な変更	〃	学令27の20 学則6	同 左	同 左	同 左	学令24の3 学則189	学令27の3 学則190
	学科の設置に係る学則の変更（※3）	〃					学131 学則189	
	学科の廃止に係る学則の変更（※4）	〃					学131 学則189	

(2) 私立学校法等

事由	申請者等	根拠法令		
		学校法人	準学校法人	
認可	学校法人の設置	設立代表者	私23①、私則3⑤	私152⑥、私則56
	寄附行為の変更	設置者	私108③、私則44	私152⑥、私則56
	学校法人の解散	設置者	私109③、私則47	私152⑥、私則56
	学校法人の合併	設置者	私126③、私則48	私152⑥、私則56
	学校法人の組織変更	設置者	私152⑦、私則57	同 左
届出	寄附行為の変更（省令で定めるものに限る。）	設置者	私108⑤、私則46	私152⑥、私則56
	理事長の変更	設置者	私令6①	同 左
	登記の完了	設置者	私令6①	同 左
	役員の変更	設置者	私令6②	同 左
	学校法人の解散	清算人	私109⑤、私令2①	私152⑥
	清算人の就職	清算人	私115	私152⑥
	清算の結了	清算人	私122	私152⑥
その他	寄附行為の補充請求	利害関係人	私25①	私152⑥
	法人の不正発見報告	監事	私56②	私152⑥

4 認可までの流れ

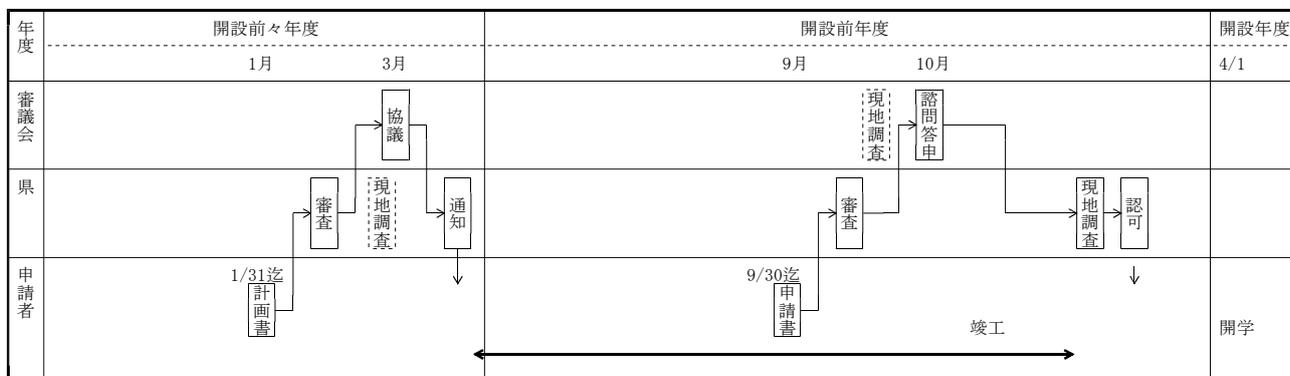
以下の流れは、青森県私立学校審議会への諮問を要するものについて、標準的な流れを記載したものである。

(1) 計画書の提出を要するもの

計画書提出期限が開設前々年度の1月31日のもの

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置（校舎等の建築を要するもの）
 高等学校の全日制等の課程の設置（校舎等の建築を要するもの）
 高等学校の学科の設置（校舎等の建築を要するもの）
 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更（校舎等の建築を要するもの）
 専修学校の高等課程等の設置（校舎等の建築を要するもの）
 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び各種学校の収容定員（増）に係る学則変更（校舎等の建築を要するもの）

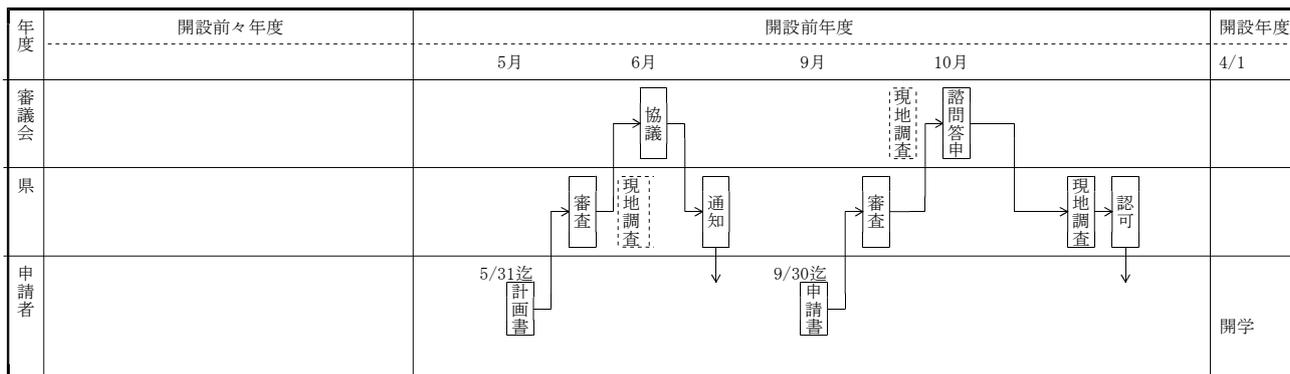
※ 学科再編等による募集停止分の定員を他の学科に振り向ける場合等、実質的には定員の増減がない場合であっても一時的に収容定員が増加するために計画書の提出が必要となる場合があるので、留意すること。



計画書提出期限が開設前年度の5月31日のもの

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置（校舎等の建築を要しないもの）
 高等学校の全日制等の課程の設置（校舎等の建築を要しないもの）
 高等学校の学科の設置（校舎等の建築を要しないもの）
 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更（校舎等の建築を要しないもの）
 専修学校の高等課程等の設置（校舎等の建築を要しないもの）
 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び各種学校の収容定員（増）に係る学則変更（校舎等の建築を要しないもの）

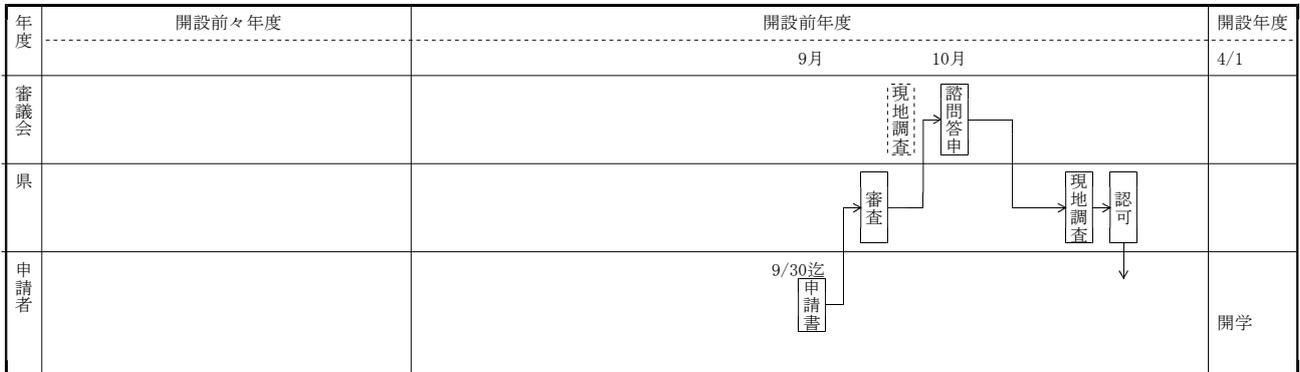
※ 学科再編等による募集停止分の定員を他の学科に振り向ける場合等、実質的には定員の増減がない場合であっても一時的に収容定員が増加するために計画書の提出が必要となる場合があるので、留意すること。



(2) 計画書の提出を要しないもの

申請書の提出期限が開設前年度の9月30日のもの

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の収容定員（減）に係る学則変更
 専修学校の目的の変更
 学校法人寄附行為認可



申請書の提出期限が定まっていないもの

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置者の変更
 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の廃止
 高等学校の全日制等の課程の廃止
 高等学校の学科の廃止
 専修学校の高等課程等の廃止

→ 申請書が提出され、審査を経た後の直近の審議会に諮問する。

5 青森県私立学校審議会への諮問事項

(1) 学校教育法等

諮問事項の種別	対象となる私立学校の種類								
	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	専修学校	各種学校
○学校の設置・廃止 ○設置者の変更 ○閉鎖命令	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○収容定員に係る学則の変更	○	○	○	○	○	○	○		○
○課程(全日制、定時制、通信制)の設置・廃止 ○学科の設置・廃止					○	○ 後期課程			
○広域の通信制の課程に係る学則の変更					○				
○小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置・廃止							○		
○課程(高等、専門、一般)の設置・廃止 ○目的の変更								○	

(注) 小学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校は、令和8年4月現在、本県に設置されていない。

(2) 私立学校法等

ア 私立学校法に関するもの

- ・収益事業の種類の設定 (私立学校法第19条②)
- ・寄附行為の認可 (" 第24条②)
- ・寄附行為の補充 (" 第25条②)
- ・解散事由の認可又は認定 (" 第109条④)
- ・措置命令 (" 第133条②)
- ・役員解任勧告 (" 第133条⑩)
- ・収益事業の停止命令 (" 第134条②)
- ・学校法人の解散命令 (" 第135条②)
- ・組織変更の認可 (" 第152条⑩)

イ 私立学校振興助成法に関する事項

- ・収容定員超過の是正命令 (私立学校振興助成法第12条の2①)
- ・予算の変更勧告 (" 第13条①)
- ・役員解任勧告 (" 第13条①)

ウ その他

- ・無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令 (学校教育法第136条③)
- ・審議会委員の解任 (私立学校法第12条)